

## コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

1. - 3 - 3 - 2、 - 3 - 3 - 6

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
1	- 3 - 3 - 2	個人	生命保険契約時の契約概要の提示について何らかの罰則規定、あるいは保険会社に対する適正な指導が必要ではないか？	今回の監督指針の改正は、いわゆる投資性の強い保険契約（特定保険契約）について金融商品取引法が定める販売・勧誘ルール（広告規制、契約締結前交付書面、適合性原則等）が一部準用されることに対応したものです（保険業法第300条の2）。 特に、従前より重要事項説明として交付している「契約概要」と「注意喚起情報」を、特定保険契約については準用金融商品取引法第37条の3第1項が規定する「契約締結前交付書面」を具体化したものとして再構成しました（特定保険契約が重要事項説明の対象から除外されることについて保険業法第300条第1項柱書き参照）。 ご指摘を踏まえ、当該規制の適切な運用を通して契約者等の保護を図ってまいります。なお、契約締結前交付書面の不交付等に対しては、罰則規定が設けられております（保険業法第317条の2第8号）。
2	- 3 - 3 - 2（3）	全国銀行協会	「特定保険契約の種類及び性質等に応じて適切に行う」とは具体的にどのような行為を想定しているか確認したい。	「特定保険契約の種類及び性質等に応じて適切に行う」とは、特定保険契約の種類や性質、募集形態等に応じて、法令・監督指針の趣旨を踏まえた「契約締結前交付書面」の作成・交付を行うことを求める趣旨です。
3	- 3 - 3 - 2（3） ア （イ） イ（イ）	社団法人生命保険協会	「保険会社の商号及び住所」は、「保険会社の商号又は名称及び住所」としていただきたい。	本項目は、準用金融商品取引法第37条の3第1項第1号を受けたものですが、ご指摘を踏まえ、「保険会社の商号又は名称及び住所」に修正いたしました。
4	- 3 - 3 - 6（3） ア （イ） イ（イ）	社団法人日本損害保険協会	「保険会社の商号及び住所（注）その連絡方法についても、明示することとする。」という項目は「契約概要」「注意喚起情報」の双方に記載が求められているが、「契約概要」だけに記載があればそれで足りるのではないか。	「契約概要」と「注意喚起情報」を一体で作成する場合には、「保険会社の商号又は名称及び住所並びにその連絡方法の明示」は、どちらか一方のみに記載することも認められると考えます。ご指摘も踏まえ、その趣旨を明確にする修正を行いました。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
5	- 3 - 3 - 2 ( 3 )	社団法人生命保険協会	<p>「契約概要」と「注意喚起情報」を記載した書面を一体で作成する場合、顧客に簡潔に分かりやすく伝えるために、アにおける「契約概要」の項目と、イにおける「注意喚起情報」の項目のうち重複する次の項目は、いずれか一方の項目としてのみ記載することで足りることを認めていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- ア(イ) イ(イ)の「保険会社の商号及び住所」</li> <li>- ア(サ) イ(ク)の「解約返戻金等の水準」</li> <li>- ア(ス) イ(サ)の「外貨建て保険について特別に生じる手数料等の説明」</li> </ul>	<p>「契約概要」と「注意喚起情報」を一体で作成する場合には、「保険会社の商号又は名称及び住所並びにその連絡方法の明示」は、どちらか一方のみに記載することも認められると考えます。ご指摘も踏まえ、その趣旨を明確にする修正を行いました。</p> <p>他方、「契約概要」と「注意喚起情報」は、顧客の商品理解に資するための情報提供及びリスク情報等への注意喚起というそれぞれの機能に応じて情報を分類するものですので、ご指摘の「解約返戻金の水準」や「外貨建て保険について特別に生じる手数料等の説明」等、その他の「契約概要」と「注意喚起情報」で重複する項目については、必ずしも同一の内容となるものではなく、当然にどちらか一方に記載すれば足りるものではないと考えます。</p> <p>もっとも、仮にその内容が同一となった場合には、「契約概要」と「注意喚起情報」を一体で作成する場合は、項目名は残し、どちらかを参照させることの工夫も認められると考えます。</p> <p>なお、「注意喚起情報」の記載項目として掲げた「外貨建て保険について特別に生じる手数料等の説明」については、枠内記載事項（保険業法施行規則第234条の2第2項）の一部として「注意喚起情報」の冒頭に記載すべきものとする修正を行いました。</p>
6	- 3 - 3 - 2 ( 3 )	全国銀行協会	<p>ア.「契約概要」の項目(サ)に定める「解約返戻金等の水準及びそれらに関する事項」とは、解約時に控除される費用の明示またはMVAの計算方法を示すことで足りるのか。</p>	<p>- 3 - 3 - 2 ( 3 ) ア.(サ)「解約返戻金等の水準及びそれらに関する事項」は、顧客の商品理解に資するための情報提供という観点から商品内容に応じて解約の可否、解約した場合の返戻金の有無、返戻金の計算方法等を説明することが求められます。</p>
7	- 3 - 3 - 2 ( 3 ) ア (サ) イ(ク)	社団法人生命保険協会	<p>「解約返戻金等の水準」は商品の性格上、具体的な数値等を示すのではなく、「解約返戻金等の額は、運用実績や為替・市場金利の水準等により変動するものである旨」、早期解約時の解約返戻金を抑制している場合は「その旨」、解約控除がある商品については「契約日から一定期間については解約日の積立金額から積立金の一定割合(控除率)を差し引いた金額が解約返戻金額となる旨及び具体的な控除率」等を記載することを意味するものと理解でよいか。</p>	<p>「解約返戻金の水準」として、例えば、解約返戻金の金額が積立金の運用実績や為替相場の動向等に影響されること、MVAを利用した商品の場合はいわゆる市場価格調整が行われること、解約控除がある場合にはその旨及び控除率の説明のほか、無解約返戻金型商品や低解約返戻金型商品についてはその旨の説明がなされること等を想定しております。</p> <p>具体的な「解約返戻金の水準」の記載にあたっては、法令・監督指針の趣旨を踏まえ、「契約概要」においては、顧客の商品理解に資するための情報提供としての観点から(準用金融商品取引法第37条の3第1項第3号)「注意喚起情報」においては、リスク情報等への注意喚起という観点から(保険業法施行規則第234条の2第4項第7号)商品特性に応じて個別に判断してください。</p>

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
8	- 3 - 3 - 6 ( 3 ) ア ( サ )	社団法人日本損害保険協会	「解約返戻金等の水準及びそれらに関する事項」とあるが、「水準」とはどのような記載が求められるのか。たとえばMVA型の商品であれば、市場金利と残存年数により解約時点での積立金等に×%～%の解約控除がかかること、または積立金等を最大%まで下回ることなどの記載をすることによりという理解でよいのか。	同上
9	- 3 - 3 - 6 ( 3 ) ア	社団法人日本損害保険協会	(MVAを利用した商品)(セ)「諸費用に関する事項(運用期間中の費用等)」とは具体的にどのようなものを指しているのか。規則234条の17第1項にいう「手数料等」と同じ意味か。	本項目は、準用金融商品取引法第37条の3第1項第4号及びこれを受けた保険業法施行規則第234条の23第1項に規定する手数料等に関する事項を念頭に置いたものです。 よって、「諸費用に関する事項(運用期間中の費用等)」では、「特定保険契約に関して顧客が支払うべき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」これらの記載をすることができない場合には「その旨及びその理由」の説明がなされることが必要であると考えます(保険業法施行規則第234条の23第1項)。 ここで「手数料等の種類」としては、例えば、保険契約の締結・維持、死亡保障などに係る費用や各特別勘定の運用に係る費用(信託報酬等)のほか、解約控除などが考えられます。
10	- 3 - 3 - 2 ( 3 ) ア	社団法人生命保険協会	保険業法施行規則第234条の22における「手数料、報酬、費用、その他いかなる名称によるかを問わず特定保険契約に関して顧客が支払うべき対価」に対応する事項として諸費用に関する項目が掲げられているが、そもそも「顧客が支払うべき対価」とは顧客が直接支払う金額を指すのであり、保険会社が控除した金額から保険募集人に支払う代理店手数料や、一般勘定商品で予定利率等を表示している場合の予定利率の計算の基礎となる指標金利又は実際の運用成果との差、その他事業に関わるコストの部分まで指すものではないことを確認したい。	「契約概要」中の(変額保険・変額年金保険)(セ)(外貨建て保険)(ス)(MVAを利用した商品)(セ)の各項目は、準用金融商品取引法第37条の3第1項第4号及びこれを受けた保険業法施行規則第234条の23第1項に規定する手数料等に関する事項を念頭に置いたものです。 ここで「手数料等の種類」としては、例えば、保険契約の締結・維持、死亡保障などに係る費用や各特別勘定の運用に係る費用(信託報酬等)のほか、解約控除などが考えられます。さらに詳細な内訳まで求めるものではありません。
11	- 3 - 3 - 2 ( 3 ) ア	社団法人生命保険協会	(MVAを利用した商品)(セ)「諸費用に関する事項(運用期間中の費用等)」とあるが、例えば、一時払保険料から一定額を控除して契約締結時の積立金額を算出する仕組の商品の場合はその控除する額の計算方法、解約時に経過年数等に応じて積立金額から一定の額を控除して解約返戻金額を算出する仕組の商品の場合はその控除する額の計算方法を示すことで本項を満たすと考えるが、その理解でよいのか。	本項目は、準用金融商品取引法第37条の3第1項第4号及びこれを受けた保険業法施行規則第234条の23第1項に規定する手数料等に関する事項を念頭に置いたものです。 ここで「手数料等」の種類としては、例えば、保険契約の締結・維持、死亡保障などに係る費用や各特別勘定の運用に係る費用(信託報酬等)のほか、解約控除などが考えられますので、それらの計算方法を記載することになります。具体的には個別の商品ごとに判断してください。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
12	- 3 - 3 - 2 ( 3 ) ア	社団法人生命保険協会	(変額保険)(ソ)「損失が生ずることとなるおそれがあること」における「損失」とは「元本欠損」との理解でよいか。	本項目は、準用金融商品取引法第37条の3第1項第5号を念頭に置いており、保険業法第300条の2に規定する「損失が生ずるおそれ」(当該保険契約が締結されることにより顧客の支払うこととなる保険料の合計額が、当該保険契約が締結されることにより当該顧客の取得することとなる保険金、返戻金その他の給付金の合計額を上回ることとなるおそれをいう。)があることの意味です。
13	- 3 - 3 - 2 ( 3 ) 、 - 3 - 5 - 1 - 2 (16) (注2)	社団法人生命保険協会	保険業法施行規則第234条の20第3項に関し、「顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載する」ことは、「契約概要」を用いて行うことでよいか。その場合、8ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて記載する必要があるが、記載事項の配列等の体裁については、法令・監督指針の内容を踏まえつつ、各保険会社の裁量に委ねられるとの理解でよいか。	監督指針では、契約締結前交付書面の最初に平易に記載すべき「顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの」(保険業法施行規則第234条の21第3項)については、「契約概要」において記載することを想定しております。これに関連して、枠内記載事項(同第2項)を「注意喚起情報」の冒頭に記載することとする修正を行いました。 また、保険業法施行規則の修正により、同規則第234条の21第3項に規定する「顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なもの」のうち、特に重要な商品の仕組みと損失が生ずるおそれがある旨(準用金融商品取引法第37条の3第1項第5号)については12ポイント以上の文字及び数字を用いる必要があります。その他の配列等の体裁については、監督指針において、一律に定めるものではありません。
14	- 3 - 3 - 2 ( 3 )	社団法人生命保険協会	保険業法施行規則第234条の20第2項について、枠の中に12ポイント以上の文字及び数字を用いて記載することは、「契約概要」と「注意喚起情報」を分類して作成し、「注意喚起情報」を記載した部分(別書面とする場合には、「注意喚起情報」を記載した書面)で対応することが認められるとの理解でよいか。	監督指針では、枠内記載事項(保険業法施行規則第234条の21第2項)を「注意喚起情報」の冒頭に記載することを想定しております。 なお、ご指摘も踏まえ、その趣旨が明確になるよう、監督指針を修正しました。
15	- 3 - 3 - 2 ( 3 )	社団法人生命保険協会	「契約概要」と「注意喚起情報」を記載した書面を一体で作成する場合には、保険業法施行規則第234条の20第2項に関する事項(枠内記載事項)を冒頭に記載し、続けて「契約概要」と「注意喚起情報」に分類した情報を記載することも認められるとの理解でよいか。	監督指針では、「契約概要」と「注意喚起情報」を記載した書面を別書面で作成するか一体で作成するかを問わず、枠内記載事項(保険業法施行規則第234条の21第2項)を「注意喚起情報」の冒頭で記載することを想定しております。 なお、ご指摘も踏まえ、その趣旨が明確になるよう、監督指針を修正しました。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
16	- 3 - 3 - 2 ( 3 )	社団法人生命保険協会	アにおける変額保険・変額年金保険の(セ)、外貨建て保険の(ス)、MVAを利用した商品の(セ)は、それぞれ準用金融商品取引法第37条の3第1項第4号・保険業法施行規則第234条の22(手数料等)に対応する項目であることから、これらを「契約概要」を記載した書面に8ポイント以上の大きさを平易に記載し、その概要を「注意喚起情報」を記載した書面に12ポイント以上の大きさを枠の中に明瞭かつ正確に記載するという対応が認められるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。 なお、保険業法施行規則第234条の22は、第234条の23に変更されました。
17	- 3 - 3 - 2 ( 3 ) イ (コ)	社団法人生命保険協会	変額保険、変額年金保険、外貨建て保険、MVAを利用した商品については、本項が準用金融商品取引法第37条の3第1項第5号(損失のおそれがあるときのその旨)に対応する項目であるとの理解でよいか。	準用金融商品取引法第37条の3第1項第5号に規定する事項(損失が生ずるおそれ)については、保険業法施行規則の修正により、契約締結前交付書面の最初に12ポイント以上で記載を要する事項とされる一方、保険業法施行規則第234条の24第1項第9号に規定する事項(指標及び理由)とともに枠内に12ポイント以上で記載を要する事項とされました(保険業法施行規則第234条の21第2項、第3項)。 そこで、監督指針では、上記修正を踏まえ、準用金融商品取引法第37条の3第1項第5号に規定する事項等の枠内記載事項を「注意喚起情報」の冒頭に記載することとする修正等を行いました。
18	- 3 - 3 - 2 ( 3 ) イ (コ)	社団法人生命保険協会	「注意喚起情報」の項目として「当該損失の直接の原因となる指標」の記載が求められているが、変額年金保険で複数のファンドを選択できる場合、お客さまが申込み時に指定するファンドが何であるかに関わらず、複数のファンドを通じて損失の直接の原因となりうる指標を包括的に記載するとの理解でよいか。	ご指摘のような複数のファンドを選択できる場合、選択できるファンドごとに損失の直接の原因となる指標を記載することが望ましいと考えます。 もっとも、ファンドごとに指標を特定することが困難な事情がある場合は、その限りで概括的記載が含まれることも認められると考えます。
19	- 3 - 3 - 2 ( 3 ) イ (コ)	社団法人生命保険協会	「損失が生ずるおそれがある理由」とは、例えば、保険契約の特別勘定の資産を株式で構成している場合は、株式市場が下落することにより損失が生ずるおそれがあることを説明すればよいとの理解でよいか。また、保険契約の特別勘定の資産を株式投資信託で構成している場合は、株式市場が下落することで、株式投資信託の基準価格が下落することにより損失が生じるおそれがあることを説明すればよいとの理解でよいか。	本項目は、保険業法施行規則第234条の24第1項第9号に規定する記載事項に念頭に置いたものです。 具体的な記載にあたっては、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生じうる関係(保険業法第300条の2参照)を、法令・監督指針の趣旨を踏まえ、商品特性に応じてわかりやすく記載する必要があると考えます。 なお、保険業法施行規則の修正により「損失が生ずるおそれがある理由」は枠内記載事項とされましたので(保険業法施行規則第234条の21第2項)その他の枠内記載事項とともに「注意喚起情報」の冒頭に記載するよう、監督指針を修正いたしました。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
20	- 3 - 3 - 2 ( 3 )	NPO法人消費者情報ネット 生損保研究会ぐ るーぷ3 1	「契約締結前交付書面の交付に際し、顧客の知識・経験・財産の状況及び特定保険契約を締結する目的に照らし、書面の内容が当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明をおこなっているか。」とあることは評価できるが、予知の方法、確認する人間の個人差によって、実際に予知できたか否かは判断しにくい。よって、予知したことにより著しく消費者に自己責任を押し付けることにならないよう文言を付け加える。	貴重なご意見として承ります。
21	- 3 - 3 - 6 ( 3 )	社団法人日本損害保険協会	「一定の事項について」とは施行規則234条の20第2項に定められた項目という理解でよいか、念のため確認したい。	- 3 - 3 - 6 ( 3 ) の「一定の事項」は、保険業法施行規則第234条の21第2項及び同第3項の規定により12ポイント以上で記載を要する事項を指しています。
22	- 3 - 3 - 2 ( 8 )	社団法人生命保険協会	標題について、「法第300条第1項第9号(特定保険契約の場合は、準用金融商品取引法第38条第6号)関係」としていただきたい。	ご指摘を踏まえ、- 3 - 3 - 2 ( 8 )の標題に(特定保険契約の場合は、準用金融商品取引法第38条第6号)を加え、修正いたしました。

2 . - 3 - 5 - 1 - 2

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
1	- 3 - 5 - 1 - 2 (9)	全国銀行協会	変額保険、変額年金保険の場合、顧客に明示する「当該顧客ごとの費用控除後の運用実績」とは、保険関係費用、運用関係費用等を控除した基準日時点の積立金額を記載することで足りるのか。	ご指摘のような対応も認められると考えます。
2	- 3 - 5 - 1 - 2 (9)	ハートフォード生命保険株式会社	「(注)『当該顧客ごとの費用控除後の運用実績』」とは、変額年金保険にあっては当該報告期間の末日時点での諸費用控除後の保険料積立金残高を明示することをもって足りると理解してよろしいですか。	ご指摘のような対応も認められると考えます。
3	- 3 - 5 - 1 - 2 (9) (注)	社団法人生命保険協会	「契約者の持分1単位あたりの価額を示す指数(以下、ユニット・プライス)」に、運用関係費用及び保険関係費用等、残高比例で設定される諸費用が反映されている場合、契約者ごとに加入時期や中途増額・中途減額時期等、売買タイミングが異なることや、変額保険・変額年金保険商品においては期中においても契約者が任意に投資対象の変更(積立金の移転)ができる機能を有していることから、当該顧客ごとの費用を表示することは困難であるため、当該顧客ごとにユニット・プライスを表示するという方法も認められるか。	ご指摘のような対応も認められると考えます。
4	- 3 - 5 - 1 - 2 (9) (注)	社団法人生命保険協会	例えば、諸費用を含めた運用実績が反映された結果である当該顧客の「積立金残高」を定期的に報告している場合には、本項の措置が講じられているものと理解して差し支えないか。	ご指摘のような対応も認められると考えます。
5	- 3 - 5 - 1 - 2 (16) ア(注)	社団法人日本損害保険協会	「一定の事項について」とは施行規則234条の20第2項に定められた項目という理解でよいか、念のため確認したい。	ご指摘の「一定の事項」とは、保険業法施行規則第234条の21第2項及び同第3項により12ポイント以上で記載を要する事項を指しています。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
6	- 3 - 5 - 1 - 2 (16)	全国銀行協会	顧客が理解するための十分な時間が確保されていれば、当該書面の交付日と契約日が必ずしも異なる必要が無いことを確認したい。	商品内容が簡易である場合等、顧客が理解するための十分な時間が事前に確保されていれば、顧客の利便性との兼ね合いにより、必ずしも契約日より前の日に契約締結前交付書面を交付する必要はないと考えます。
7	- 3 - 5 - 1 - 2 (16) (注1)	社団法人生命保険協会	「契約概要」と「注意喚起情報」を記載した書面を同じ機会に交付することとあるが、契約内容の概要と、注意喚起すべき情報を分類整理の上別書面で交付することは、消費者にとって分かりやすい説明という観点から有効な手段と考えられることから、当該書面を一体とせず別書面として作成し、それぞれの書面を同一の機会に交付することも認められるとの理解でよいか。	貴見のとおりです。 特定保険契約の契約締結前交付書面は、「契約概要」「注意喚起情報」の別書面を同じ機会に交付する方法、又は一体とする方法のどちらも認められるものと考えます。
8	- 3 - 5 - 1 - 2 (16) (注1)	社団法人日本損害保険協会	特定保険契約では、契約締結前交付書面を「契約概要」と「注意喚起情報」に分けるとする一方で、双方を同時に顧客に渡すことが想定されているようであるが、「契約概要」「注意喚起情報」、それぞれの項目が明確に分けて記載してあれば、文書を物理的に分ける必要はないとの理解でよいか。	同上

3. - 3 - 5 - 1 - 3

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
1	- 3 - 5 - 1 - 3	全国銀行協会	「保険会社・保険募集人は、特定保険契約の販売・勧誘にあたっては、…（略）…顧客属性等に則した適正な販売・勧誘の履行を確保する必要がある」と規定されているが、保険会社の委託に基づき募集代理店が保険募集を行う形態の場合は、当該規定は保険会社の管理・監督の下で募集代理店にて顧客属性等に則した適正な販売・勧誘の履行を確保する必要があるとの理解で良いか。	- 3 - 5 - 1 - 3 は、準用金融商品取引法第 4 0 条第 1 号及び同第 3 8 条第 6 号・保険業法施行規則第 2 3 4 条の 2 7 第 1 項第 3 号が定める適合性原則を受けて新設したものです。 これらの規定は、保険会社等、外国保険会社等、保険募集人又は保険仲立人が行う特定保険契約の締結又はその代理若しくは媒介について適用されますので（保険業法第 3 0 0 条の 2 ）、ご指摘のような保険会社の委託に基づき募集代理店が保険募集を行う形態の場合には、保険会社と代理店等の保険募集人それぞれが適合性原則を遵守し、顧客属性等に則した適正な販売・勧誘の履行を確保する必要があると考えます。 もっとも、ご指摘のような募集形態の場合、代理店等の保険募集人が顧客と直接対面して勧誘を行う実態からすると、第一義的には、当該代理店等の保険募集人において適合性判断等の顧客属性等に則した適正な販売・勧誘の履行が行われる必要があり、保険会社による履行は、所属保険募集人を管理・監督する立場から行われれば基本的には足りると思います。この場合、保険会社は、保険募集人により収集された顧客情報等を活用することを妨げられず、特段の事情がない限り、保険会社が保険募集人とは別に顧客から直接情報収集を行うこと等を求めるものではありません。
2	- 3 - 5 - 1 - 3	ハートフォード生命保険株式会社	本項中の「保険会社・保険募集人」という表記は「保険会社または保険募集人」という意味であり、前者は保険会社に直接所属する募集人、後者は保険会社とは独立した代理店を示唆し、その峻別の意図からこの表記となっていることを確認したい。	同上 なお、「保険会社・保険募集人」とは、「保険会社及び保険募集人」の意味です。
3	- 3 - 5 - 1 - 3	社団法人日本損害保険協会	ここでは特にインターネット取引についてのみ、「その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと」とされているが、- 3 - 5 - 1 - 2 ( 1 6 ) のように、同じ非対面の募集形態である電話・郵便による募集が含まれていない理由は何か。	非対面販売の代表的な例として、インターネット取引を記載しておりましたが、ご指摘を踏まえ、「電話・郵便・インターネット等のような非対面の方式による販売・勧誘を行う場合については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと」に修正いたしました。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
4	- 3 - 5 - 1 - 3	社団法人日本損害保険協会	<p>確定拠出年金制度の中で運用商品として特定保険契約の募集が行われる場合については、確定拠出年金法において運営管理機関から確定拠出年金の加入者等に対して所定の情報提供を実施することが義務付けられているなど、他の法律により制度が確立されている。したがって、- 3 - 5 - 1 - 3に定める「特定保険契約における適合性原則」の規定は、確定拠出年金制度の中で募集される特定保険契約には適用されないという理解でよい。</p> <p>なお、契約概要・注意喚起情報に関する規定（- 3 - 3 - 6（2）等）および意向確認書面等に関する規定（- 3 - 5 - 1 - 2（17））についても、確定拠出年金制度対応商品は、他の法律で制度が確立されていることをもって、適用外とされている。（パブリックコメント回答による。）</p>	<p>確定拠出年金制度において運営管理機関が加入者等に行う、運用方法の提示及び加入者等による運用指図のために必要な情報提供については、同制度が適用されるため、- 3 - 5 - 1 - 3に定める「特定保険契約における適合性原則」の規定は適用されないと考えます。</p>
5	- 3 - 5 - 1 - 3 (1)	社団法人生命保険協会	<p>特定保険契約に該当する団体年金保険等は、企業年金制度等における積立金の管理及び運用の手段として締結されるものであるが、  ( )確定拠出年金では、運営管理機関が専門的知見に基づき運用商品の選定を行うこととされており、当該選定結果を受けて、当該商品を提供する保険会社は、資産管理機関や事業主との間で契約を締結するにすぎない。  ( )厚生年金基金等の確定給付型の制度では、財政状況やリスク許容度等を勘案した制度運営上の目標利回りが存在し、顧客において、当該目標利回りを達成するための資産配分等の方針が策定され、当該方針に従って、多様な運用の手段の中から、定性・定量の両面の評価を経て、商品選定がなされるのが一般的である。また、厚生年金基金等では、その実施主体である顧客に忠実義務等の行為準則が法定されており、特定保険契約の締結は十分な検討を経て行われる。</p> <p>これらの点を踏まえると、特定保険契約に該当する団体年金保険契約等の適正な販売・勧誘を履行する上で求められる情報収集項目については、個人を顧客とする場合とは自ずと異なってくるものと考えられる。</p> <p>そのため、特定保険契約に該当する団体年金保険契約等の販売・勧誘にあたっては、例えば、(1)に以下の注釈を追加し、団体年金保険契約等の特性を踏まえて必要と認められる事項を情報収集すれば足りることを明確にしていきたい。</p> <p>「(注)企業年金制度等における積立金の管理及び運用の手段として締結される特定保険契約にあつては、～の規定にかかわらず、その顧客属性等に照らし、顧客の知識、経験、財産の状況及び特定保険契約を締結する目的を的確に把握するために必要と認められる事項について情報を収集しているかに留意すること。」</p>	<p>ご指摘を踏まえ、団体保険又は団体契約、財形保険に係る特定保険契約について、保険契約者である団体に対して行うものは、- 3 - 5 - 1 - 3に定める「特定保険契約における適合性原則」の適用対象外とする修正を行いました。ただし、保険会社が行う当該団体に対する販売・勧誘については、当該団体が適格機関投資家等の特定投資家である場合を除いて（準用金融商品取引法第45条）、適合性原則（同第40条第1号、保険業法施行規則第234条の27第1項第3号）が適用されますので、各社において的確に顧客属性等を把握し、それに則した適切な販売・勧誘の履行を行ってください。</p>

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
			上記が困難な場合、企業年金制度等における積立金の管理及び運用の手段として締結される特定保険契約にあっては、既述の事情から、(1) ~ にかかわらず、「その顧客属性等に照らし、顧客の知識、経験、財産の状況及び特定保険契約を締結する目的を的確に把握するために必要と認められる事項」について情報収集を行っていただければ特段の問題はないことを確認したい。	
6	- 3 - 5 - 1 - 3 (1)	全国銀行協会	保険会社の委託に基づき(法人)募集代理店が保険募集を行う形態の場合、特定保険契約の販売・勧誘にあたり規定される ~ の情報を収集する主体は(法人)募集代理店との理解で良いか。	- 3 - 5 - 1 - 3 (1) に掲げる顧客属性等に係る情報は、ご指摘のような募集形態の場合、代理店等の保険募集人が顧客と直接対面して勧誘を行う実態からすると、第一義的には、当該代理店等の保険募集人において収集する必要があると考えます。 もっとも、保険会社においても、所属保険募集人を管理・監督する立場から顧客属性等を踏まえた適合性判断等を行う必要があります。この場合、保険会社は、保険募集人により収集された顧客情報等を活用することを妨げられず、特段の事情がない限り、保険会社が保険募集人とは別に顧客から直接情報収集を行うこと等を求めるものではありません。
7	- 3 - 5 - 1 - 3 (1)	社団法人生命保険協会	例えば銀行窓販での実務を想定した場合、銀行では特定保険契約以外にも投資信託等の金融商品を扱っており、最初に情報収集する際には最終的に加入(購入)商品が保険商品になるとは限らないため、他の金融商品と共通の用紙で情報収集することが考えられる。そこで収集した情報を、取扱者報告書に保険募集人が転記の上、保険会社に送るという事務フローは否定されるものではないとの理解でよいか。(すなわち、監督指針において収集すべきとされる項目のうち、他の金融商品と共通の用紙を用いて収集するものがある場合に、上記の事務フローが否定されるものではないことを確認したい。)	監督指針は、- 3 - 5 - 1 - 3 (1) に掲げる情報の収集方法について一律に定めるものではなく、ご指摘のような事務フローも認められると考えます。 いずれにしても、顧客属性等に則した適正な販売・勧誘の履行を確保する観点から、顧客属性等を的確に把握しうる顧客管理体制及び事後的に販売・勧誘の適切性を検証しうる体制を整備することに留意が必要です。また、個人情報の保護に関する法律等、顧客情報に係る関係法令等に基づいた適切な個人情報の管理を行う必要があることに留意が必要です。
8	- 3 - 5 - 1 - 3 (1)	全国銀行協会	顧客からの情報収集については、以下の理由により、各保険会社が個別に定める書面では対応できない可能性がある。 代理店が複数の保険会社の商品を取り扱う場合、各保険会社がそれぞれ異なる書面を定める可能性が高いこと 保険商品以外の金融商品を取り扱う代理店にあっては、保険会社が作成した書面だけでは不十分となる可能性があること 顧客からの情報収集方法については、代理店が独自に作成した書面を使用するということが良いか。	監督指針は、- 3 - 5 - 1 - 3 (1) に掲げる情報の収集方法について一律に定めるものではなく、代理店による顧客からの情報収集については、代理店が独自に作成した書面を使用することも認められると考えます。 もっとも、保険会社には、代理店等の保険募集人を管理・監督する立場から、その適合性判断の適切性を引受けの段階で確認することが求められますので(- 3 - 5 - 1 - 3 (5) 参照) 代理店作成に係る書面の具体的な体裁や内容については、所属保険会社と協議のうえ決定していただくようお願いいたします。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
9	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 1 )	全国銀行協会	顧客からの情報収集方法については、顧客からの書面によらず、募集人によるヒアリングによるもので良いか。	顧客からの情報収集方法については、ご指摘のような方法も認められると考えます。いずれにしても、顧客属性等に則した適正な販売・勧誘の履行を確保する観点から、顧客属性等を的確に把握しうる顧客管理体制及び事後的に販売・勧誘の適切性を検証しうる体制を整備することに留意が必要です。
10	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 1 )	社団法人生命保険協会	( 1 ) に規定する顧客からの情報収集については、( 2 ) から ( 7 ) の対応がなされていれば、口頭による情報収集が否定されるものではないとの理解でよいか。	同上
11	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 1 )	社団法人生命保険協会	法人である顧客から顧客属性を収集する場合、例えば「四季報」等の公開情報を利用することも可能だが、当該方法が否定されるものではないとの理解でよいか。	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 1 ) の情報収集については、ご指摘のような方法を否定するものではありませんが、顧客属性等を的確に把握することができる方法である必要があります。
12	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 1 )	社団法人生命保険協会	顧客からの情報収集時期については、理解の程度に応じた説明を行うことに留意しながら、一連の募集行為の中で適切な時期において都度、収集を行うことで足りるとの理解でよいか。 また、その際の収集及び説明を、口頭での手段で実施し、収集情報の保管を、最終的に申込書や意向確認書面等に顧客又は募集人等が記載した上で、電子媒体等の手段で実施する方法も認められるとの理解でよいか。	監督指針は、顧客からの情報収集の時期について一律に定めるものではなく、顧客属性等に則した適切な販売・勧誘の履行を確保しつつ、一連の販売・勧誘の過程において順次、段階的に情報収集を行うことも認められると考えます。 また、情報収集にあたっては、口頭での収集も認められると考えますが、事後的に販売・勧誘の適切性を検証するために、収集した情報を適切に保管（電子媒体による保管を含む）するための体制を整備することが必要と考えます。
13	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 1 )	社団法人日本損害保険協会	( 1 ) ~ の項目は、必ずしも全ての情報の収集が求められるものでなく、商品特性等に応じ、必要な情報を収集すればよいという理解でよいか。	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 1 ) は、保険会社・保険募集人において、的確に顧客属性等（知識、経験、財産の状況、保険契約を締結する目的）を把握して適合性原則（準用金融商品取引法第 4 0 条第 1 号、保険業法施行規則第 2 3 4 条の 2 7 第 1 項第 3 号）を遵守するためにどのような情報を収集することが適切かという観点から、情報収集項目の例を列記したものです。そこで、その趣旨が明確になるよう、( 1 ) 本文中に、「例えば」の文言を追加する修正を行いました。 具体的にどのような情報を収集すべきかについては、法令・監督指針の趣旨を踏まえ、商品特性等に応じて個別の事例ごとに判断すべきものと考えます。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
14	- 3 - 5 - 1 - 3	ハートフォード 生命保険株式会 社	<p>特定保険契約の販売・勧誘にあたって把握すべき顧客の属性情報としてあげられている(1)乃至は例示であって、商品の特性や保険料の払い方等を勘案して設定されるべきものと理解してよろしいですか。また、同及びについて、次のとおり確認させていただきたく存じます。</p> <p>「収入」：保険料一時払型の商品にあつては、「収入の状況」は引受判断に大きな影響をもちません。このため、収入額の把握は必須ではないと考えます。</p> <p>「特定保険契約を締結する動機・目的、その他の顧客ニーズ」ここで「動機」とは、「目的」と同義であると理解してよろしいですか。「目的」とは異なるとする場合には、どのようなことを指すのか例示ください。</p>	<p>- 3 - 5 - 1 - 3 (1)は、保険会社・保険募集人において、的確に顧客属性等(知識、経験、財産の状況、保険契約を締結する目的)を把握して適合性原則(準用金融商品取引法第40条第1号、保険業法施行規則第234条の27第1項第3号)を遵守するためにどのような情報を収集することが適切かという観点から、情報収集項目の例を列記したものです。そこで、その趣旨が明確になるよう、(1)本文中に、「例えば」の文言を追加する修正を行いました。</p> <p>具体的にどのような情報を収集すべきかについては、法令・監督指針の趣旨を踏まえ、商品特性等に応じて個別の事例ごとに判断すべきものと考えます。</p> <p>なお、の「動機」とは、当該特定保険契約の締結のきっかけとなったものという意味を含んでおります。</p>
15	- 3 - 5 - 1 - 3 (1)	社団法人生命保 険協会	<p>顧客によっては自らの情報を保険会社・保険募集人に知らせない場合が生じうるが、そのような場合であっても、顧客の契約意思が表明されるのであれば、顧客から収集しえた情報によって適合性を判断すれば足りるとの理解でよいか。</p>	<p>保険会社や保険募集人が適合性判断のため顧客属性等に係る情報提供を求めたにも関わらず当該顧客が情報提供を拒んだ場合には、結果として、当該顧客の適合性を判断できない場合が想定されます。その場合には、仮に顧客の契約意思が表明されるとしても、適合性原則(準用金融商品取引法第40条第1号)の趣旨に照らして当該顧客との取引を拒むべき場合があります。</p> <p>もっとも、顧客が情報提供を行わないことをもって直ちに保険会社等において当該顧客との取引を拒むことは、過度に顧客利便を損ないかねない面があることから慎重な検討が必要ですが、保険会社等が相当な努力をしたにも関わらず当該顧客の姿勢に変化がなく保険会社等で当該顧客の適合性を確認できない場合に、当該顧客との取引を拒むことができると考えます。</p>
16	- 3 - 5 - 1 - 3 (1)	全国銀行協会	<p>適合性の原則の確認のためには、保険の勧誘の段階で、生年月日までを収集するのは本人確認資料によらなくても良いことと、必ずしも生年月日でなく「年齢」を収集することで足りることとしていただきたい。</p>	<p>- 3 - 5 - 1 - 3 (1)は、保険会社・保険募集人において、的確に顧客属性等(知識、経験、財産の状況、保険契約を締結する目的)を把握して適合性原則(準用金融商品取引法第40条第1号、保険業法施行規則第234条の27第1項第3号)を遵守するためにどのような情報を収集することが適切かという観点から、情報収集項目の例を列記したものです。具体的にどのような情報を収集すべきかについては、法令・監督指針の趣旨を踏まえ、商品特性等に応じて個別の事例ごとに判断すべきものと考えます。</p> <p>なお、「年齢」を収集することも「生年月日」の収集と同趣旨と考えます。</p>

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
17	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 1 )	社団法人日本損害保険協会	の項目（職業）については、準用金融商品取引法第40条第1号に定める顧客の知識、経験、財産の状況及び保険契約締結目的を把握することと必ずしも関係がなく、情報収集する必要がないとも考えられる。本項目を掲げた趣旨を明らかにされたい。	同上
18	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 1 )	全国銀行協会	顧客適合性を見極めるために顧客より「収入」の状況について情報収集するとあるが、顧客より申告を拒否された場合は、その限りではないと考えても良いか。	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 1 ) は、保険会社・保険募集人において、的確に顧客属性等（知識、経験、財産の状況、保険契約を締結する目的）を把握して適合性原則（準用金融商品取引法第40条第1号、保険業法施行規則第234条の27第1項第3号）を遵守するためにどのような情報を収集することが適当かという観点から、情報収集項目の例を列記したものです。 具体的にどのような情報を収集すべきかについては、法令・監督指針の趣旨を踏まえ、商品特性等に応じて個別の事例ごとに判断すべきものと考えます。なお、保険会社等が相当な努力をしたにも関わらず当該顧客から適切な情報提供がなされず、結果として当該顧客の適合性を確認できない場合には、適合性の原則（準用金融商品取引法第40条第1号）の趣旨に照らして当該顧客との取引を拒むべき場合も考えられます。
19	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 1 )	社団法人生命保険協会	「財産」とは、特定保険契約等の販売・勧誘の適切性を確認するために収集する情報としては、一般的に「金融資産」に関する情報を指すとの理解でよいか。	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 1 ) 「財産及び収入の状況」は、準用金融商品取引法第40条第1号に定める「財産の状況」を受けた項目ですが、財産の状況としては、必ずしも金融資産に限らず、例えば顧客のリスク許容度を測る指標のひとつとして、固定資産の保有状況や負債状況なども含まれると考えております。 なお、ご指摘も踏まえ、「財産の状況」を例示する趣旨で、「財産及び収入の状況」を「資産、収入等の財産の状況」に修正いたしました。
20	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 1 )	社団法人生命保険協会	「財産及び収入の状況」は、商品特性等に応じた引受判断への活用方法を踏まえて把握する必要があるが、例えば、一時払保険料を支払うための十分な金融資産を持っているかどうかを把握する必要がある場合は、実際の金額を記載いただく方法の他、複数の金額範囲の区分から選択いただく方法や、一時払保険料を支払うための十分な金融資産を持っているかどうかを直接質問して回答いただく方法等、特に形式に制限はないとの理解でよいか。	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 1 ) の情報の収集方法については、一律に定めるものではありません。いずれにしても、顧客属性等に則した適正な販売・勧誘の履行を確保する観点から、顧客属性等を的確に把握しうる顧客管理体制を確立することが重要と考えます。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
21	- 3 - 5 - 1 - 3 (1)	全国銀行協会	「金融商品取引契約」とは、金融商品取引法が適用される商品に限定して問題ないことを確認したい。	「金融商品取引契約」とは、金融商品取引法第34条に規定する「金融商品取引契約」です。
22	- 3 - 5 - 1 - 3 (1)	社団法人生命保険協会	「その他投資性金融商品の購入」、「その種類」とは何を指すのか。	「その他投資性金融商品の購入」とは、金融商品取引法第34条に規定する金融商品取引契約以外の特定保険契約や特定預金等契約などの投資性のある金融商品を指しています。 「その種類」とは、「株式」「公社債」「投資信託」等の種類又は商品名を記載することを想定しています。
23	- 3 - 5 - 1 - 3 (1)	社団法人生命保険協会	「金融商品取引契約の締結」の中には、有価証券の引受け・募集・私募・売出し等のように、顧客が法人である場合で自らが有価証券の発行体として締結する行為が含まれるように思われるが、このような情報は、投資者保護上必ずしも必要な情報ではないと思われるため、収集すべき情報には含まれないとの理解でよいか。	ご指摘のような情報を収集すべきかどうかについては、適合性原則(準用金融商品取引法第40条第1号、保険業法施行規則第234条の27第1項第3号)の趣旨を踏まえ、商品特性等に応じて個別の事例ごとに判断すべきものと考えますが、基本的には、ご理解のとおりと考えます。
24	- 3 - 5 - 1 - 3 (1)	全国銀行協会	聴取すべき「過去の金融商品取引契約の締結及びその他投資性金融商品の購入経験の有無及びその種類」とは、具体的には何を指すのか。 例えば、「株式」「公社債」「投資信託」「変額(年金)保険・外貨建て保険」「外貨預金」などの購入経験について、他社での経験も含めて、「経験なし」「経験1年未満」「経験3年未満」「経験5年未満」「経験5年以上」のいずれに該当するかを聴取するといった程度の対応で足りるか。	「過去の金融商品取引契約の締結及びその他投資性金融商品の購入経験の有無及びその種類」については、ご指摘のような内容等を想定しております。 なお、具体的にどのような情報を収集すべきかについては、適合性原則(準用金融商品取引法第40条第1号、保険業法施行規則第234条の27第1項第3号)の趣旨を踏まえ、商品特性等に応じて個別の事例ごとに判断すべきものと考えます。
25	- 3 - 5 - 1 - 3 (1)	全国銀行協会	特定保険契約の販売・勧誘にあたり収集すべき顧客情報として、「既に締結されている金融商品の満期金又は解約返戻金を特定保険契約の保険料に充てる場合は、当該金融商品の種類」とあるが、 本情報を収集する目的は何か(特に、満期金について)、 「金融商品の種類」とは、例えば、「公共債」「投資信託」という程度で良いか。 他社で既に締結されている金融商品についても対象となるのか。	ご指摘の項目は、既に締結されている金融商品の満期金又は解約返戻金を特定保険契約の保険料に充てる場合に、当該金融商品と特定保険契約の相違を踏まえた顧客ニーズ等の確認や契約内容等の説明に特に留意を求める趣旨です。 ご意見の については、ご指摘のような対応も認められると考えます。 については、貴見のとおりです。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
26	- 3 - 5 - 1 - 3 (1)	社団法人生命保険協会	<p>本項は、安定的な資金を原資に市場リスクを有する商品を募集する等の場合には留意が必要との趣旨であると理解しているが、特定保険契約の勧誘において（現行の他の業態におけるルールには見られないと思われる）本項の情報の収集を行うべき趣旨は何か。</p> <p>また、本項について、例えば意向確認書等において、既に締結されている金融商品の満期金又は解約返戻金を新たな保険契約の保険料に充当する場合には、市場リスクが高まる場合や、不利益となる場合があることを十分に理解しているかを確認すること等、本項の趣旨を踏まえた対応を行うことでも認められるとの理解でよいか。</p>	<p>本項目は、既に締結されている金融商品の満期金又は解約返戻金を特定保険契約の保険料に充てる場合に、当該金融商品と特定保険契約の相違を踏まえた顧客ニーズ等の確認や契約内容等の説明に特に留意を求める趣旨です。ご指摘のような対応も認められると考えますが、具体的には個別の事例に応じて法令・監督指針の趣旨を踏まえた対応を行ってください。</p>
27	- 3 - 5 - 1 - 3 (1)	社団法人生命保険協会	<p>「金融商品」、「金融商品の種類」とは何を指すのか。本項の情報を収集する目的は、安定的な資金を原資に市場リスクを有する商品の申込みをしようとする顧客であるか否かを把握することにあり、収集する情報は、例えば、具体的な個別商品名や、投資信託、株式、定期預金、定額保険等の情報を指すとの理解でよいか。また、どれほどの過去にまで遡って確認する必要があるのか。</p>	<p>「金融商品の種類」とは、ご指摘のとおり、具体的な個別商品名や、株式、定期預金、定額保険等を記載することを想定しております。</p> <p>また、本項目は、既に締結されている金融商品の満期金又は解約返戻金を特定保険契約の保険料に充てる場合に、当該金融商品と特定保険契約の相違を踏まえた顧客ニーズ等の確認や契約内容等の説明に特に留意を求める趣旨ですので、過去に遡って確認する必要はないものと考えます。</p>
28	- 3 - 5 - 1 - 3 (1)	全国銀行協会	<p>書面にて顧客から情報を収集する場合、「意向確認書面」と情報収集のための書面は一体のもので良いか。</p>	<p>- 3 - 5 - 1 - 3 (1) は、保険会社・保険募集人において、的確に顧客属性等（知識、経験、財産の状況、保険契約を締結する目的）を把握して適合性原則（準用金融商品取引法第40条第1号、保険業法施行規則第234条の2第1項第3号）を遵守するためにどのような情報を収集することが適当かという観点から、情報収集項目の例を列記したものです。その収集方法について、一律に定めるものではありません。</p> <p>よって、意向確認書面により同(1)に係る情報を収集することも認められると考えます。</p>
29	- 3 - 5 - 1 - 3 (1)	全国銀行協会	<p>『顧客のニーズに関する情報については、- 3 - 5 - 1 - 2 (17) 「意向確認書面の記載事項」も参照し、適切に収集すること』と規定されているが、特定保険契約の販売・勧誘行為の中で情報収集した上で、非特定保険契約の販売・勧誘と同様に申込時に顧客と募集人とで作成する「意向確認書」面上で双方確認することで足りるとの理解で良いか。</p>	<p>監督指針は、顧客からの情報収集の時期や方法について一律に定めるものではなく、顧客属性等に則した適切な販売・勧誘の履行を確保しつつ、一連の販売・勧誘の過程において順次、段階的に情報収集を行うことも認められると考えます。</p> <p>また、その際、意向確認書面を活用することも認められると考えます。</p>

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
30	- 3 - 5 - 1 - 3 (1)	全国銀行協会	代理店で独自に書面を作成し、顧客に記入いただく場合、独自書面の顧客のニーズと「意向確認書面」の顧客ニーズは、顧客から聴取した時期が異なる場合等、必ずしも一致しない可能性がある。 上記独自書面の顧客のニーズと「意向確認書面」の顧客ニーズは、必ずしも一致している必要はないとの理解で良いか。	顧客属性等を把握するため顧客によって記入された書面と顧客が購入しようとする保険商品が当該顧客のニーズに合致しているかを確認するための「意向確認書面」における顧客ニーズは、それぞれ趣旨が異なり、必ずしも内容の一致を求めるものではありません。
31	- 3 - 5 - 1 - 3 (1)	全国銀行協会	「その他、顧客の知識、経験、財産の状況及び特定保険契約を締結する目的を的確に把握するために必要と認められる事項」には、具体的にどのような項目を想定しているか確認したい。	- 3 - 5 - 1 - 3 (1) は、保険会社・保険募集人において、的確に顧客属性等（知識、経験、財産の状況、保険契約を締結する目的）を把握して適合性原則（準用金融商品取引法第40条第1号、保険業法施行規則第234条の27第1項第3号）を遵守するためにどのような情報を収集することが適切かという観点から、情報収集項目の例を列記したものです。 そこで、その趣旨が明確になるよう、(1)の本文中に「例えば」との文言を追加し、ご指摘の「その他、顧客の知識、経験、財産の状況及び特定保険契約を締結する目的を的確に把握するために必要と認められる事項」を削除いたしました。
32	- 3 - 5 - 1 - 3 (1)	社団法人生命保険協会	本項は具体的にはどのようなものを指すのか。	同上
33	- 3 - 5 - 1 - 3 (2)	全国銀行協会	『保険会社・保険募集人は、特定保険契約の販売・勧誘にあたり、顧客から収集した(1)の情報の内容に則した適切な勧誘を行っているか』とあるが、情報収集を順次行いながら適切な勧誘を行い、最終的に全項目についての情報収集が完了したうえで販売（＝申込受付）していることが確認できればよいとの理解で良いか。	顧客からの情報収集時期については、顧客属性等に則した適切な販売・勧誘の履行を確保しつつ、一連の販売・勧誘の過程において順次、段階的に情報収集を行うことも認められると考えます。 なお、- 3 - 5 - 1 - 3 (1) は、保険会社・保険募集人において、的確に顧客属性等（知識、経験、財産の状況、保険契約を締結する目的）を把握して適合性原則（準用金融商品取引法第40条第1号、保険業法施行規則第234条の27第1項第3号）を遵守するためにどのような情報を収集することが適切かという観点から、情報収集項目の例を列記したものです。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
34	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 3 )	全国銀行協会	「( 1 ) の情報の内容に照らし、顧客に適切と考えられる商品を推奨する」とは、お客さまのご意向を踏まえたいわゆるコンサルティング営業を徹底することを求める趣旨であることを確認したい。	- 3 - 5 - 1 - 3 は、適合性原則（準用金融商品取引法第 40 条第 1 号、保険業法施行規則第 234 条の 27 第 1 項第 3 号）を受けたものです。本項目の内容は、実質的に ( 2 ) と一部内容が重複するため、ご指摘も踏まえ削除いたしました。
35	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 3 )	社団法人生命保険協会	本項の主旨は、保険会社・保険募集人に対し、「収集した情報をもとに適合性に欠けると保険会社・保険募集人が判断する商品の勧誘を禁ずること」及び「適合性の観点を加えた意向確認書面を活用すること等により、顧客属性に則した特定保険契約商品の提案、説明をさせること」との理解でよいか。	同上
36	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 3 )	全国銀行協会	取扱ができる商品が異なるため、保険会社と代理店で適合性判断が一致しない場合があると考えられる。 適合性判断にあたって、保険会社と代理店でその取扱いが異なっても問題ないか。 例えば、顧客に説明する「当該特定保険契約が顧客に適切と考えた理由」については、あくまで代理店の判断により適切と考えた理由を説明すれば良い旨を明確化していただきたい。	同上
37	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 4 )	全国銀行協会	当該顧客に理解されるための説明は、パンフレット・設計書等、「契約締結前交付書面」以外の書面を用いた説明でも問題が無いことを確認したい。	契約締結前交付書面の内容の説明に際して、法令・監督指針の趣旨を踏まえ、パンフレット・設計書等の書面を利用して顧客に理解されるための説明を行うことは、問題ないと考えます。
38	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 4 )	社団法人日本損害保険協会	本項目に定められている「必要な方法及び程度」とは、たとえば社会通念上一般的な顧客を念頭において作成した汎用の契約締結前作成書面の交付の上で、当該顧客の属性に応じて、口頭による説明の内容を増減させるということによいか。	「必要な方法及び程度」とは、契約締結前交付書面の内容を当該顧客が的確に理解するかという実質面を重視して判断されるべきであり、口頭による説明の増減も一つの方法と考えますが、これに限られるものではないと考えます。
39	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 5 )	全国銀行協会	保険会社の委託に基づき（法人）募集代理店が保険募集を行う形態の場合、に規定される体制は保険会社の管理・監督の下（法人）募集代理店にて整備することで問題ないか。	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 4 ) は、保険会社に体制整備を求めた規定であり、代理店に直接求めるものではありません。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
40	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 5 )	社団法人生命保険協会	顧客から収集した(1)の情報を保険募集人において必ずしも保管する必要がないとの理解でよいか。一方、顧客から収集した(1)の情報を保険会社だけでなく、保険募集人が保管することも妨げないとの理解でよいか。	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 4 ) に規定される体制は、保険会社に整備を求めたものであり、代理店に直接求めるものではありません。 なお、保険募集人が収集した情報の写しを代理店においても保管することを否定するものではなく、いずれにしても、個人情報の保護に関する法律等、顧客情報に係る関係法令等に基づいた適切な個人情報の管理を行う必要があることに留意が必要です。
41	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 5 )	全国銀行協会	銀行窓販の場合、保険会社が保険募集人に対して当該体制を整備するとは、顧客から収集した適合性判断に必要となる情報を記載した書面の写し等を募集代理店である銀行にて保管し、必要に応じて保険募集人が参照できる手当てを行うことで問題ないか。	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 4 ) は保険会社に求める体制整備を規定したもので、保険募集人が事後的に販売・勧誘の適切性を検証するため、 - 3 - 5 - 1 - 3 ( 1 ) の情報の利用を保険会社に求めた場合に、保険会社が、当該情報を代理店等の保険募集人に提供することを求めたものです。なお、個人情報の保護に関する法律等、顧客情報に係る関係法令等に違反しない方法により保険募集人が収集した情報の写しを代理店においても保管することを否定するものではありません。
42	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 6 )	社団法人生命保険協会	特定保険契約の引受けを判断するにあたり、顧客から収集した情報を効果的に活用するとは、引受基準等を設ける等により個々の契約の引受可否判断に活用することの他、顧客属性に応じた勧誘の方法、説明の工夫を講じることなども含まれるとの理解でよいか。	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 5 ) は準用金融商品取引法第40条第1号を踏まえ、保険会社においても引受けの段階で不適当な販売・勧誘が行われていないか確認を求める趣旨です。
43	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 6 )	ハートフォード生命保険株式会社	本項は保険会社の引受査定部門に適合性判断を求めるという趣旨ではなく、その引受査定判断の考慮材料の一つに含めるという趣旨であることを確認したい。 また、特定保険契約を金融機関代理店等を通じて販売する場合においては、保険会社の引受査定部門が単独で判断を行うことを趣旨とするものではなく、金融機関代理店等が第一義的に適合性判断を行い、保険会社はその適合性判断が適切に行われていることを確認する必要があるという趣旨であるということを確認したい。	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 5 ) は準用金融商品取引法第40条第1号を踏まえ、保険会社においても引受けの段階で不適当な販売・勧誘が行われていないか確認を求める趣旨です。 代理店等の保険募集人を通じて販売・勧誘する場合においては、当該代理店等の保険募集人が第一義的に適合性判断を行います。保険会社はその適合性判断が不適当なものとなっていないか引受けの段階で確認する必要があります。 なお、保険会社において、適合性の判断の確認を行う担当部門が、引受査定部門によるかどうかは各社によるものと考えられます。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
44	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 6 )	社団法人生命保険協会	保険商品を含む金融商品の勧誘において適切に適合性確認を行う態勢が整備されており、保険会社はその態勢整備状況を把握している代理店の場合には、保険会社としては、 - 3 - 5 - 1 - 3 ( 1 ) に掲げる項目のうち、当該代理店が収集した全ての情報を把握・収集する必要はなく、保険会社が商品特性等に応じて引受判断に活用する項目のみを代理店から情報収集することも否定されないと理解でよいか。	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 5 ) は準用金融商品取引法第 4 0 条第 1 号を踏まえ、保険会社においても不適當な販売・勧誘が行われていないか確認を求める趣旨です。 代理店等の保険募集人を通じて販売・勧誘する場合には、当該代理店等の保険募集人が第一義的に適合性判断を行います。保険会社はその適合性判断が不適當なものとなっていないか引受けの段階で確認する必要があります。 そこで、保険会社としては、個別の事例ごとにそのような引受判断に必要な項目について代理店から情報収集すべきものと考えます。
45	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 6 )	社団法人生命保険協会	特定保険契約においては短期間のうちに多数回の申込みが繰り返し行われることは想定されないことから、通常の特定期限の引受けにあたっては、より新しい情報を活用し、足りない情報や確認したい事項が生じた場合、必要に応じて、過去に収集した情報も活用することで足りると考える。したがって、「顧客から収集した ( 1 ) の情報を効果的に活用しているか。また、必要に応じて、( 5 ) により既に保管している ( 1 ) の情報を適切に活用しているか。」としていただきたい。	的確な顧客属性等の把握の観点からは、当該取引にあたって収集された情報を基本とし、過去の収集情報は必要に応じ補足的に活用することで足りると考えられます。そこで、ご指摘を踏まえ、 - 3 - 5 - 1 - 3 ( 5 ) に「必要に応じ」を追加いたしました。
46	- 3 - 5 - 1 - 3 ( 7 )	社団法人生命保険協会	「内部管理部門」とは、「保険会社の内部管理部門」を指すとの理解でよいか。	保険会社及び代理店等の保険募集人のコンプライアンス部門や内部監査部門のことを指しております。その趣旨を明確にする修正を行いました。

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
47	- 3 - - 3 - 6 ( 3 ) 及び - 3 - - 5 - 1 - 3	社団法人日本損害保険協会	<p>- 3 - 3 - 6 ( 3 ) においては顧客の知識・経験・財産の状況及び特定保険契約を締結する目的に照らし「書面の内容が当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によって説明を行うこと」が求められている。</p> <p>また - 3 - 5 - 1 - 3 では「顧客の知識・経験・財産の状況及び特定保険契約を締結する目的」を的確に把握するために ( 1 ) ~ の項目を情報収集した上で、その内容に照らして、( 2 ) では「適切な勧誘」を、( 3 ) では「顧客に適切と考えられる商品を推奨するための措置を講じること」を、( 6 ) では「引受けを判断するにあたり効果的に活用すること」がそれぞれ求められている。これらの各項目の相互的な関係について明らかにされたい。</p>	<p>- 3 - 5 - 1 - 3 は、準用金融商品取引法第 4 0 条第 1 号及び保険業法施行規則第 2 3 4 条の 2 7 第 1 項第 3 号に定める適合性原則を受けた規定です。まず - 3 - 5 - 1 - 3 ( 1 ) では、的確な顧客属性等の把握のために、保険会社及び保険募集人において収集することが適切と考えられる情報項目を例示しました。</p> <p>また、同 ( 2 ) では、実際に販売・勧誘された商品が収集された顧客属性等に照らして不適当なものとなっていないか、顧客属性等に則した商品の絞込みや商品の説明を行っているか等、適切な勧誘を行うことを求めています。</p> <p>そして、同 ( 5 ) では、保険会社に対して、保険募集人が不適当な販売・勧誘を行っていないか引受けの段階で確認を求めています。</p> <p>他方、- 3 - 3 - 6 ( 3 ) は保険業法施行規則第 2 3 4 条の 2 7 第 1 項第 3 号を受けた規定です。 - 3 - 5 - 1 - 3 ( 3 ) で重ねて規定したのは、同 ( 1 ) で収集した顧客属性等の活用を求める趣旨です。</p> <p>なお、- 3 - 5 - 1 - 3 の「顧客に適切と考えられる商品を推奨するための措置を講じること」等を規定した項目は、同 ( 2 ) と一部内容が重複するため、ご指摘も踏まえ削除いたしました。</p>

#### 4. その他

番号	該当箇所	提出者	コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
1	その他	個人	全体として、「法 条第 項に基づき(く)」と「法 条第 項の規定に基づき(く)」などの表現が混在しているが、「法 条 項の規定に基づき(く)と統一を図るべきではないか。	ご指摘を踏まえ、可能な範囲で修正いたしました。